



子育てのニーズ調査 ご協力ありがとうございました

市では今年度、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、地域全体で子育て支援を行う「次世代育成支援行動計画」の策定を進めています。

この計画を策定するにあたって、子育てに関する生活実態や意見、要望を把握するため、2月に「秋田市次世代育成支援に関するニーズ調査」を行い、就学前のお子さんや小学生のいる子育て世帯2,403世帯からご協力をいただきました。これらの調査結果などを貴重な資料として、より実効性の高い行動計画の策定をめざします。

調査結果からみる秋田市の子育て事情

秋田市の子どもは半分がふたりっ子

2人兄弟・姉妹の家庭が49.1%。また核家族といわれる世帯が約75%を占め、核家族化傾向が見られました。

働くお母さんが増えています

85%以上の家庭で、子育ては母親の役割という結果になっていますが、その一方で、就学前児童のいる家庭でお母さんが働いている割合が、平成12年調査の36.9%から42.6%に増えています。

秋田のお父さんは育児や家事に協力的

父親が育児や家事に協力的な割合は、就学前児童のいる家庭で73.1%、小学校児童のいる家庭で66.5%と高くなっています。一方、父親が協力を「全くしない」「ほとんどしない」という回答も20%前後見られました。子育ての負担が母親一人にかかることのないような環境を整えていくことが必要といえます。

健やかな成長に喜びを感じる

「子育てに喜びを感じるの？」という質問の上位には「健やかに成長していると感じたとき」「子どもと一緒に食事をしたり、遊んでいるとき」という回答がありました。



子育ての不安は「叱りすぎ」？

子育てに不安や負担を感じている家庭は全体の7割を超えました。中でも「子どもを叱りすぎているような気がする」という回答が多く寄せられました。

子育て支援のカギは？

子育て支援に必要な施策の上位は、「子育てに関する経費への支援」「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」「子どもと一緒に参加できるイベントなどの開催」「育児休業や働き方の見直し」などでした。

アンケート結果についての問い合わせ

児童家庭課tel(866)2094 ファクス(866)2465
Eメール ro-wfch@city.akita.akita.jp

手続きは9月30日(木)まで

児童手当が小学3年生まで拡大

児童手当の支給対象が、義務教育就学前のお子さんから小学3年生修了(9歳到達後最初の年度末)までのお子さんに拡大されました。

下記の受給資格にあてはまるかたは、9月30日(木)までに申請してください。認定されると、平成16年4月分から受給できます。

現在児童手当を受給している、ほかに小学2年生、3年生のお子さんを養育しているかたも、9月30日(木)までに増額の手続きが必要です。

なお、現在、小学1年生のお子さんについては引き続き受給できますので、手続きは必要ありません。要件を満たしていても、申請がなければ受給できませんので、忘れずに手続きをしてください。公務員のかたは勤務先へ申請してください。

受給資格

平成7年4月2日以降に生まれた児童を養育し、下記の所得限度額を下回っているかた。所得については、申請していただいた後、市で確認します。

所得限度額

ご自分の所得は、平成14・15年分
源泉徴収票の給与所得控除後の金額
や、扶養人数、平成14・15年分の確定申告書などを参考にしてください。



厚生年金・共済組合などの加入者
国民年金の加入者
年金に加入していないかた

扶養親族等の数	所得限度額	所得限度額
0人	309万円	468万円
1人	347万円	506万円
2人	385万円	544万円
3人	423万円	582万円
4人	461万円	620万円
5人	499万円	658万円

限度額には、社会保険料相当額(8万円)を加算しています。また、申請者に医療費控除などがあると、所得が下がる場合があります。

受付場所

市民課5番窓口・土崎支所・新屋支所

7月16日(金)からアルヴェの市民サービスセンター

受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分
(市民サービスセンターは午前9時～)

手続きに必要なもの

新規に申請の場合 印鑑 申請者名義の金融機関の口座番号(市内の本・支店のもの。郵便局は除く) 申請者の健康保険者証のコピー(厚生年金に加入しているかたのみ)

増額の場合 印鑑

* 9月30日以降に手続きをした場合は、手続きした翌月分からの支給になりますので、ご注意ください。

問い合わせ 市民課総務担当tel(866)2072

育児



秋田市認定保育所祭り 親と子のふれあい フェスティバル

7月24日(土)
午前10時～午後2時10分
市立体育館

市内の認定保育所の子どもたちと一緒に遊ぼう！アトラクションやバザー、出店など。参加無料。直接会場へどうぞ。

問い合わせ 秋田市認定保育所連絡協議会(大町子供の家)
tel(823)4859

乳幼児健康診査

個人通知はしませんので、母子健康手帳別冊をよく読んで受診しましょう。まだお持ちでないかたは、市民課、土崎・新屋支所へどうぞ。保健予防課tel(883)1172

4・7・10か月児健康診査

4・7・10か月になった日から1か月以内のお子さんを対象に、市内の委託医療機関(ひがし稲庭クリニックを除く)で行っています。

1歳6か月児健康診査

平成15年1月生まれのお子さん対象。初日は混雑しますので、地区割りを確認して対象となる日に直接会場へ。都合が悪く、受診できないかたはご連絡ください。また、2歳未満のお子さんまで受診できますので、まだ受けていないかたもご連絡ください。当日は母子健康手帳と別冊、バスタオルをお持ちください。受付時間は午後零時45分～1時30分。

中央地区 = 8月3日(火)、市保健センター 北部地区 = 8月4日(水)、土崎支所 南部・西部(茨島・下浜・豊岩・浜田)地区 = 8月10日(火)、市保健センター

東部・西部(新屋・勝平)地区 = 8月11日(水)、市保健センター

3歳児健康診査

平成13年2月生まれのお子さん対象。初日は混雑しますので地区割りを確認して、対象となる日に直接会場へ。都合が悪く、受診できないかたはご連絡ください。

また、4歳未満のお子さんまで受診できますので、まだ受けていないかたもご連絡ください。当日は、母子健康手帳別冊にある3歳児健康診査用アンケートと尿検査セット(尿を容器に採って)を、母子健康手帳とあわせてお持ちください。受付時間は午後零時45分～1時30分。

中央地区 = 8月25日(水)、市保健センター 北部地区 = 8月26日

(木)、土崎公民館 南部・西部(茨島・下浜・豊岩・浜田)地区 = 8月27日(金)、市保健センター

東部・西部(新屋・勝平)地区 = 8月31日(火)、市保健センター

後期離乳食教室

生後8～10か月のお子さんがかかるかたが対象。離乳食の進め方、食品の調理法、試食。栄養士や保健師、歯科衛生士による個別指導もあります。受講無料。筆記用具、母子健康手帳、おしぼりを持ってお子さんと一緒に直接会場へ。

とき / 7月26日(月)午前10時～11時30分と午後1時30分～3時 ところ / 市保健センター

問い合わせ 市保健所保健予防課tel(883)1175

2人でTry! パパ・ママれっすん

妊娠16週～35週までの妊婦さんとその配偶者が対象。赤ちゃんのお風呂の入れ方体験、助産師の講話「産後の体と心の変化・育児参加の実際について」、保健サービスの紹介など。定員36組(申し込み多数の場合は抽選)。参加無料。

とき / 8月16日(月)午後1時～3時30分 ところ / 市保健センター

申し込み 往復はがきに夫婦の氏名(ふりがな)、年齢、住所、電話番号、現在の妊娠週数と出産予定日を書いて、7月21日(水)(必着)まで、〒010-0976八橋南一丁目8-3保健予防課母子保健担当へ。返信用には住所、氏名を忘れずに。tel(883)1174

幼稚園で遊ぼう

就園前のお子さん対象です。

ぴょんぴょんクラブ 7月14日(水)午前9時30分～、新屋幼稚園で。人形劇など。tel(828)2207

ちびっこお楽しみ会 7月17日(土)午前9時30分～と午前11時～の2回、山王幼稚園で。おみやげもあるよ。tel(866)2223

あそびにおいて 7月17日(土)午後6時～、聖使幼稚園で。竿燈や花火で夕涼み。tel(862)4880

キッズクラブピノキオ 7月26日(月)午前10時～11時、將軍野幼稚園で。夏祭り。申し込みが必要です。tel(845)6724

幼稚園フェア

就園前のお子さんと家族が対象です。歌や踊り、工作など。無料。

とき / 7月25日(日)午前10時30分～午後2時30分 ところ / 遊学舎

問い合わせ 秋田市幼稚園協会事務局tel(862)2223

育児サークルへどうぞ

のびのびルーム 7月21日(水)午前10時～11時30分、茨島コミセンで。旭南・茨島地区の就園前のお子さんと保護者が対象。身体測定や育児相談。旭南地区主任児童委員の安宅さんtel(866)5017

あおぞらキッズ 7月25日(日)午前10時～11時30分、外旭川児童センターで。就学前のお子さんと保護者が対象。外旭川民児協の児玉さんtel(868)1265

ルールを守って 楽しい花火



花火は、取り扱いを誤ると、やけどや火事の原因になります。必ず大人が付き添いましょう。

人や家に向けたり、燃えやすい物の近くで遊んではいけません煙の迷惑を考え、風向きに注意しましょう

花火の点火位置を確認し、点火具に注意しましょう

途中で火が消えても筒を除いてはいけません

必ず水を用意して、花火が終わったらゴミは持ち帰りましょう